

会津若松地方広域市町村圏整備組合余裕期間設定工事試行要綱

(令和7年3月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が発注する建設工事において、発注及び施工時期の平準化並びに受注者の円滑な工事施工体制の確保に資するため、技術者の配置を猶予し、労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる余裕期間を設定した契約方式を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から着手日の前日までの期間をいう。ただし、受注者から当該期間中に着手届が提出されたときは、その前日までの期間とする。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間をいう。なお、準備期間及び後片付け期間を含むが、余裕期間を含まないものとする。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。
- (4) 工事着手期限日 発注者が定める、工事に着手する期限の日をいう。
- (5) 工事完了期限日 発注者が定める、契約期間の最終の日をいう。

(余裕期間の種類)

第3条 本組合における余裕期間制度の方式及び概要は、次のとおりとする。

- (1) 発注者指定方式 受注者が利用すべき余裕期間及び着手日を発注者があらかじめ指定する方式
- (2) 任意着手方式 受注者が、工事の始期を契約締結日から工事着手期限日までの間で選択できる方式
- (3) フレックス方式 受注者が、工事の始期及び終期を全体工期内で選択できる方式

(対象工事及び方式)

第4条 余裕期間制度を適用する工事及び適用する方式（前条に定める方式をいう。以下同じ。）は、工事を施工する所属の所属長が決定するものとする。

(余裕期間の範囲)

第5条 余裕期間は、契約日から起算し、原則として90日を超えない範囲で発注者が設定するものとする。

(余裕期間内の取扱い)

第6条 余裕期間内において、受注者は、当該工事に監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人を配置することを要さない。

- 2 受注者は、労務の手配（下請契約を含む。）及び現場に搬入しない資材等の準備について、受注者の責により行うことができる。
- 3 余裕期間内の現場管理は、発注者の責において行うものとし、受注者は資材の搬入及び

仮設物の設置等を行ってはならない。

(余裕期間設定工事における取扱い)

第7条 発注者が行う設計積算にあたっては、以下の取扱いとする。

(1) 発注者指定方式を適用する場合

発注者が示す着手日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を実工期として積算する。

(2) 任意着手方式及びフレックス方式を適用する場合

契約締結日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を実工期として積算することとし、受注者が余裕期間を利用することにより生じる経費（冬季補正及び除雪費等）は、受注者の負担とする。

2 契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、すべて契約書に記載された全体工期とする。

3 契約保証金については、余裕期間の利用の有無にかかわらず、全体工期を対象とする保証としなければならない。

4 工事实績情報サービス（CORINS）による技術者の登録は、実工期にて登録するものとし、工事に着手するときに、監督員の確認を受け、速やかに登録機関に登録申請するものとする。なお、余裕期間等の登録を工事实績情報サービス（CORINS）が定めるときは、その定めのとおりとする。

5 着手届（会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約規程（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第6号。以下「規程」という。）第7号様式）及び現場代理人等通知書（規程第16号様式）並びに施工体制台帳（会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱（令和7年3月24日決裁）参考様式第2号）は、工事着手するときに、発注者へ提出するものとし、工程表（規程第11号様式）その他の書面については、契約締結時に発注者へ提出するものとする。

(対象工事等の明示)

第8条 発注者は、余裕期間制度を適用するときは、次の各号について入札公告又は特記仕様書等で示すものとする。

(1) 余裕期間適用工事であること及び適用する方式

(2) 余裕期間の日数

(3) 余裕期間内において、受注者は監理技術者等の配置を要しないこと。また、資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならないこと。

(余裕期間の利用手続等)

第9条 任意着手方式又はフレックス方式の適用工事にあつては、受注者は、契約書の提出と併せて余裕期間利用に係る（変更）届出書（別記様式。以下「届出書」という。）を発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、届出書に記載した着手日等を変更しようとする場合は、監督員と協議の上、

変更事項を記載した届出書を監督員に提出しなければならない。なお、配置する監理技術者等及び現場代理人の他工事への従事状況等について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）を遵守しなければならない。

- 3 前項に定める協議により工事着手期限日又は工事完了期限日を変更する場合は、発注者及び受注者は当該内容について契約の変更を行うものとする。
- 4 工事担当課は、受注者が第 1 項及び第 2 項の規定により届出書を提出した場合は、速やかにその写しを契約担当課に提出するものとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めのない事項については、余裕期間を設定しない工事と同様に取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。